

【火災予防上の命令を受けている対象物】

消防機関が立入検査により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その設置や改修等の命令を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。

富士五湖消防本部では、現在、命令を行ない公示している建築物等の所在地、名称等を利用者や近隣の方々の安全のためにお知らせしています。

富士五湖消防本部予防査察規程第35条に基づき「火災予防上の命令を受けている対象物」を以下のとおり公示します。

(令和3年4月8日現在)

現在、命令を受けている対象物はありません

【お問合せ先】

予防課

違反是正担当

電話 0555-22-4501